

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

総長裁定制定

(前 略)

附 則

この細則は、平成19年12月26日から施行する。

(中 略)

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了 (大学6卒後相当)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(大学6卒後のものに限る。) (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学院課程の修了(修士の学位を取得後若しくは博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。 (3) 学校教育法第104条第68条の2第2項の規定による博士の学位(医学又は歯学に関する学位に限る。) (4) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が2年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。) (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 博士課程修了	(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第104条第68条の2第2項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が2年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 学校教育法による大学院の博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められたもの (3) 外国における修士の学位に相当する学位(通算修学年数が18年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	四 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	五 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条第5条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	六 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	七 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 、盲学校、聾学校又は養護学校 の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格

3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校、 盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、 若しくは中等教育学校又は特別支援学校 (同法第76条第2項に規定する高等部に限る。) 盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校 (同法第76条第1項に規定する中等部に限る。) 盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による及び准看護婦養成所を含むものとする。

(後 略)